

# 生活保護のしおり



生活保護の申請は国民の権利です  
生活を保障し自立を支援します  
生活保護を必要とする可能性はどなたにもあります  
ためらわずにご相談ください

## まずはご相談ください

生活保護制度の説明やその他に利用できる福祉や  
社会保障の制度について、一緒に考えます。

また、くらし全般についての相談にも応じます。

半田市社会福祉事務所（生活援護課保護担当）

電話：0569-84-0655



## 生活保護とは

病気や高齢で働けなくなった、生計の中心となる人が亡くなったなど、さまざま事情により日々の生活に困ってしまう場合があります。

生活保護は、憲法第 25 条が定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度であり、実施方法は生活保護法により定められています。

生活保護の利用は、決して恥ずかしいことではありません。

生活保護は、生活に困窮する人が当たり前の生活を取り戻すために利用できる「最後のセーフティネット」です。

### ◆生活保護の目的

生活に困っている人が利用できる預貯金や不動産などの「資産」や就労など個人の「能力」、その他あらゆるものを活用しても、生活に困る場合、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、将来においても自立した生活が送れるよう援助していくことを目的としています。

### ◆まずはご相談ください

くらしの悩み

収入が減ったため家賃を支払えない 住む家がない

お金の悩み

お金がなく食べ物を買えない 医療機関で受診できない

仕事の悩み

働きたいのに仕事を見つけられない

あなたの「困りごと」、「心配ごと」をお聞きし、生活の改善を一緒に考えていきます。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

外出が難しい場合は、自立相談支援員が自宅や医療機関などを訪問します。

生活援護課内 くらし相談室～あんしん半田～

TEL：0569-84-0677

## 生活保護を利用するには

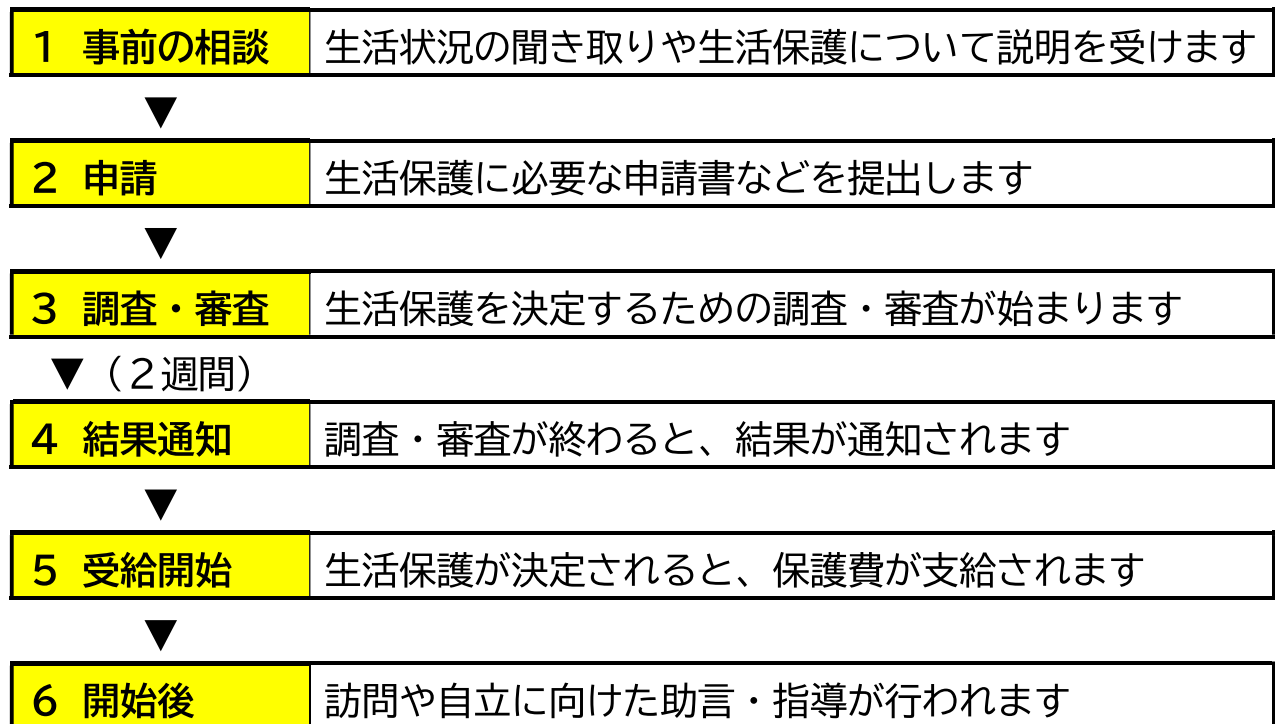
生活保護の利用には、原則、本人からの申請が必要です。

お金がない、住む家がない、病気で働けないなど、真に生活に困った状況でも、申請がなければ利用の可否を検討することができません。

生活保護を利用したいとお考えの方は、お申し出ください。

# 生活保護利用の流れ

生活保護の手続きは、次のとおりです。



## 1 事前の相談

相談時では、家庭の事情や生活状況についてお聞きします。生活状況により生活保護以外の解決策を優先してお話をすることもあります。

担当者の話をよく聞いたうえで、生活保護が必要な場合は申請しましょう。

## 2 申請

「生活保護申請書」を提出します。

調査や審査に必要な書類や資料（収入、資産〈通帳や契約書〉、身分がわかるもの）をお持ちください。

何らかの事情で本人が申請できないときは、家族や親族などが代理で申請することもできます。

調査や審査に必要な資料を提出できない場合は、担当者が詳細をお聞きします。



### 3 調査・審査

申請に基づき、必要な調査を行い、保護が受けられるか審査します。

資産の活用	能力の活用
<p>手持ち金や預貯金、生命保険、不動産、自動車など活用できる資産がある場合は、売却して生活費にあてる必要があります。</p> <p>ただし、不動産（家屋）や自動車は、世帯の生活状況により保有を認められることもあります。</p>	<p>健康で働くことが可能な人は、その能力（職歴や資格）に応じて働く必要があります。働くことへ不安を感じている方、求職活動をしても仕事が見つからない方は、就労支援員が早期の就職を支援します。</p>
さまざまな制度の活用	扶養義務者の扶養
<p>各種年金、諸手当、医療費助成などの給付を受けられる場合は、まず給付を優先し、生活費にあてる必要があります。</p> <p>生活費にあてても、なお生活保護が定める最低生活費を下回る場合は、ほかの制度の活用を考えます。</p>	<p>配偶者、両親、子、祖父母、きょうだいといった親族から支援をしてもらえる場合は、支援を求める必要があります。</p> <p>扶養義務は、可能な範囲で求められるものであり、親族がいるという理由で、生活保護が受けられないことはありません。</p>

#### 調査・審査に関するQ&A

- Q1 自動車を保有していても、生活保護は受けられますか？
- A1 自動車は、特別な事情がない限り、原則、保有を認めていませんが、障がい者で車以外での通院が困難な場合や、就労により早期の自立が見込まれる場合は、保有を認めることもあります。詳しくはお尋ねください。
- Q2 生活保護を申請したことを家族に知られたくないのですが？
- A2 扶養義務のある方には、扶養照会を行います。DVや虐待などの被害がある場合は、その対象者に対し照会を行いません。
- また、扶養義務のある方が70歳以上の高齢者である場合や10年程度交流がなく援助が期待できない場合も、照会を行いません。

#### 4 結果通知

生活状況や資産状況などの調査が行われ、原則として申請した日から14日以内に結果の通知があります。

#### 5 受給開始

生活保護の受給が決定したら、保護費の支給が始まります。生活保護を開始するにあたり、今後の注意事項や説明を聞きます。

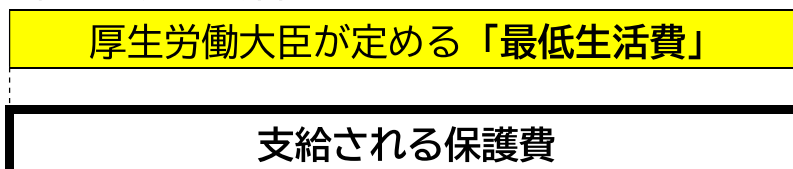
#### 6 開始後

ケースワーカーが訪問調査を行います。また、世帯の状況に応じて「就労自立」「日常生活自立」「社会生活の自立」に向けた助言や指導があり、それに基づき早期自立に取り組みます。

### ◆支給される保護費

就労収入や年金収入がある人でも生活保護は受けられます。厚生労働大臣が定める保護費の基準となる「最低生活費」と現在の収入を比較し、収入が最低生活費を下回る場合、最低生活費から収入を差し引いた額が保護費として支給されます。

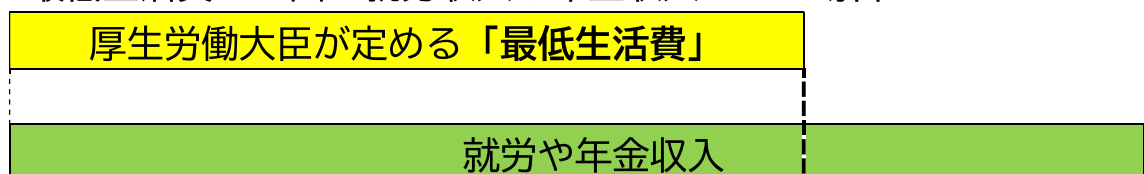
(例) 収入が無い場合



(例) 就労収入や年金収入がある場合



(例) 最低生活費を上回る就労収入や年金収入がある場合



**生活保護を受けることはできません。**

## ◆基準となる最低生活費の決まり方

保護費の基準となる最低生活費は、世帯構成（人数や年齢）や住まいなどによって異なります。また、母子世帯や障がい者がいる世帯は、別に加算があります。

生活保護費は、原則、世帯単位で支給されます。世帯単位とは、世帯員と一緒に居住し、生計をともにしていることをいいます。

## ◆生活保護費（扶助費）の種類と内容

生活保護では、生活を営むうえで必要となる扶助費が支給されます。

生活扶助	日常生活をしていくうえで必要な費用（食費や光熱水費など）が現金で支給されます。
住宅扶助	賃貸アパートの家賃などの費用が定められた範囲内で実費が支給されます。 (単身世帯(上限) 36,000 円、2人世帯(上限) 43,000 円) ただし、共益費や管理費などは支給の対象にはなりません。
教育扶助	子どもが義務教育（小学生・中学生）を受けるために必要な費用（給食費、学用品費、教材費）
医療扶助	病気やけがをしたとき、保険の範囲内の治療については、原則、無料でお医者さんにかかることができます。
介護扶助	高齢や病気などが原因で介護が必要となったとき、介護保険制度で「要支援」または「要介護」の認定を受けた人は、介護サービスを受けることができます。
出産扶助	出産にかかる費用
生業扶助	高校や専門学校などの就学費用、資格取得のための費用
葬祭扶助	葬祭を行う費用

- (1) 小学生、中学生、高校生には、クラブ活動を行うための費用（用具の購入費、大会の参加費や交通費）として「学習支援費」を支給します。
- (2) 月々の保護費では不足する費用（おむつ代、通院にかかる交通費など）を臨時的に支給することもあります。

# 生活保護を受けたときは

## ★生活保護を受ける人の義務

### 1 生活を維持・向上させる義務

健康で働ける人は、その能力に応じて勤労に励まなければなりません。

日々の生活では健康管理に努め、病気やけがで治療が必要な人は、早期完治に向け、医師などの指示に従い治療を受けます。

毎月の生活費は、家計における支出を節約し、安定した生活が送れるよう計画的に使わなければなりません。

生活保護費は、毎月4日に支給されます。4日が土曜日、日曜日、祝祭日のときは、4日以前の直近の金融機関営業日に支給されます。

### 2 ケースワーカーの指示に従う義務

生活保護の目的である自立を促進するために、ケースワーカーからの指示や指導は、必ず守らなければなりません。正当な理由がなく、指示や指導に従わないときは、生活保護が変更、停止または廃止となることがあります。

### 3 収入申告・届出の義務

就労などの収入がある人は毎月、収入がない人や年金収入のみの方は3か月ごとに福祉事務所へ申告しなければなりません。また、世帯員に変更があったときは、速やかに福祉事務所に届け出てください。

### 4 その他の注意すべき義務

- ①家賃や公共料金（電気・ガス・水道）を滞納してはいけません。
- ②カード会社や知人などから借金をしてはいけません。借金は収入となり、保護費を返還しなければならなくなります。
- ③訪問調査や医療機関への検診命令には、応じる義務があります。正当な理由なく、ケースワーカーの訪問を拒んだり、検診命令に応じない場合は、生活保護が変更、停止または廃止となる場合があります。
- ④自動車の保有（所有・借用）は特別な理由がある場合を除き、原則認められません。



## ★お医者さんにかかるとき



病気やけがをしたとき、健康保険が適用される治療については、無料でお医者さんにかかることができます。

受診する場合は、原則として生活保護法の指定医療機関の窓口で福祉事務所が発行する「医療券」を提出して受診します。生活保護では、国民健康保険被保険者証や後期高齢者医療被保険者証を使用できません。

お医者さんにかかる時の手続きの流れ

病気やけがをしたとき



福祉事務所に届け出て「医療券」を受け取る



医療機関の窓口で「医療券」を提出して受診する

※ 「医療券」の代わりにマイナンバーカードでも受診できます。

- ①休日や夜間、急病で受診するときは、「生活保護緊急時医療依頼書」を医療機関の窓口へ提出し、受診後は福祉事務所にご連絡ください。
- ②職場の健康保険証がある場合は、「医療券」と一緒に医療機関の窓口へ提出します。
- ③医師の判断によるものを除き、原則、ジェネリック医薬品を優先して使用します。
- ④原則、同じ病気やけがで複数の医療機関を受診することはできません。
- ⑤柔道整復、あんま、マッサージ、はり・きゅうは、原則、医師の指示がなければ受けられません。

## ★保護費の返還

虚偽の申し出などの不正な手段で生活保護を受けた場合は、保護費を返還しなければなりません。悪意のある不正には、厳しく対応します。

福祉事務所は、必要に応じて関係機関（金融機関、年金事務所、税務署、保険会社など）に対して調査を行っています。ルールを守り、分からないことがあれば、福祉事務所にご相談ください。

生活保護費の不正受給は、詐欺罪での刑事告訴の対象となります。